

軽度者に対する福祉用具の貸与について

軽度者に対する福祉用具の貸与（以下「軽度者貸与」）について、事務取扱をまとめました。
参照のうえ、事務処理をお願いいたします。

1：制度について

①要介護1の者に対する福祉用具の貸与

★原則、以下の品目は貸与ができない。（平成12年老企第36号）

「車いす」「車いす付属品」

「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」

「認知症老人徘徊感知器」

「移動用リフト」（つり具部分を除く。以下同じ）

「自動排泄処理装置（尿のみ自動吸引を除く。以下同じ）」

（要介護1～3の者は原則貸与不可）

※ただし、以下の場合には貸与が可能となる。

ア) 調査票上から要否が判断できるもの（老企第36号別表参照）

イ) 「車いす」「車いす付属品」「移動用リフト」については、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断した場合。※ただし、必要に応じて随時見直しが必要。

ウ) 次の i)～iii) のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合で、市町村が書面等確実な方法により確認できた場合。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者

②要支援1、要支援2の者に対する福祉用具の貸与

★「①要介護1の者に対する福祉用具の貸与」と同じ取り扱い

（平成18年3月17日老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号）

2：軽度者貸与に関する区への申請手続き

★1のとおり、区へ申請が必要なケースは①ウのケースのみです。

この場合、「市町村が書面等確実な方法で確認」する必要があります。

つまり、

①居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下「プラン」）作成にあたり、
（更新・変更含む）

②①ウのケースに該当し、福祉用具の貸与が必要であると判断した
場合には区へ事前の申請が必要となります。

3：北区での運用

★軽度者貸与を行う場合で申請が必要な場合、以下のながれが原則となります。

①医師の医学的な所見・担当者会議での必要性の判定

②区へ申請

③区で必要性確認

④貸与開始

4：留意事項

①承認期間について

プランの期間（目標期間）によります。

軽度者貸与は、アセスメントの結果、福祉用具の貸与が必要と認められた場合に行う手続きです。従って、アセスメントを行い、プランを作成する都度、申請・承認が必要な手続きとなります。

なお、北区では、認定期間の終期まで1年以上ある場合であっても、最長で1年間の承認としています。

要介護1の利用者については、その状態像から見て使用が想定しにくい物品に対してのみ貸与ができないとされています。また、本来は、前述のとおりアセスメントを含めた「適切なケアマネジメントを行った結果、福祉用具の貸与が必要と認められた場合」に行う手続きです。

従って、本来であれば、短期目標の終期を迎えたアセスメントの都度申請が必要となりますが、事務の効率化及び事務軽減を図りつつ、本来の制度趣旨を満たすため、北区では最長で1年間の承認とし、更新手続きを必要としています。

要支援の利用者については、プランの目標期間が最長で1年のため、プランの期間ごとの承認となります。

②暫定プラン段階での申請について

暫定プランはあくまでも暫定であり、状態区分が変更となった場合には、再度申請が必要となり事務手続き上煩雑になることが考えられます。そのため、状態区分が確定後、申請をお願いいたします。

なお、至急軽度者貸与が必要な場合には、貸与開始までに区での確認が完了しない可能性があります。そのため、貸与開始までに「医師の医学的な所見」「担当者会議での必要性の判定」を完了させ、区へ至急ご連絡をお願いいたします。

③申請方法について

窓口で書類を確認しながらお預かりいたします。

ただし、都合がつかない場合には交換便や郵送での申請も可能です。

④福祉用具が必要となる主な事例内容の記載について

軽度者貸与のため必要な医学的所見の類型は前述のとおりです。

そのため、主な病名や症状はあくまでも例示のものであり、合致する必要はありません。

例えば、特殊寝台の場合「日常的に起き上がりが困難な者」もしくは「日常的に寝返りが困難な者」に該当の場合、軽度者貸与が可能となります。

医学的な所見の類型は軽度者貸与が可能な状況になるかどうか？を判断してもらいます。つまり、疾病等により

i) 「頻繁に」軽度者貸与が必要な状況になる。

ii) 「急激に悪化して」軽度者貸与が必要な状況になると確実に見込める

iii) 「身体へ重大な危険性」又は「重篤な症状の回避」のために軽度者貸与が必要な状況

上記のうち、どれに該当し、どの福祉用具が必要か？と判断してもらう必要があります。

⑤医学的所見の聴取方法

前述のとおり、軽度者貸与の申請にあたっては、医師による医学的所見を区が書面等により確実に確認する必要があります。

そのため、北区では、「軽度者に対する福祉用具貸与を必要とする理由書」「福祉用具が必要となる主な事例内容」を用意し、申請・確認事務の円滑化を図っています。

一方、老企第36号においては、

「医学的所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない」とされています。

従って、「主な事例内容」を使わずに意見聴取を行うことは可能ですが、申請に際しては書面に取りまとめていただく必要があります。必ず「いつ」「誰に」「何を」聴取したのかを明らかにした上で、区へ申請してください。

なお、申請時に口頭でご報告いただいても「確実に確認」とはなりませんのでご注意ください。

⑥その他

遡及等、特殊なケースの場合には、至急担当までご相談ください。